

尾 監 第 1 1 7 号
令和 4 年 9 月 2 8 日

省 略

尾鷲市監査委員 民部 俊治

尾鷲市監査委員 濱中 佳芳子

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 4 年 8 月 2 日に提出され、8 月 1 0 日に受理した、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により、その監査結果を通知します。

記

第 1 請求人

住所 省 略

氏名 省 略

第 2 請求の概要

尾鷲市職員措置請求書（住民監査請求）の内容を勘案し、請求の要旨を次のように理解した。

1 請求の要旨

（1）尾鷲市は、令和 3 年 9 月 9 日に（仮称）尾鷲市学校給食センター設計業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）について公告を行った。

プロポーザル形式による契約は、行政の主観が入り、また、価格が入札より高くなる傾向にあるにもかかわらず、設計業者の株式会社 ARTS（以下「ARTS」という。）と随意契約を行った。さらに、本件プロポーザルにおいては、参加資格要件として、厨房機器メーカーを協力業者に指定して申し込まなければな

らず、ARTS は、厨房機器メーカーのホシザキ東海株式会社東紀州営業所（以下「ホシザキ」という。）を協力業者として申し込んだ。その後、令和4年6月21日に尾鷲市学校給食センター厨房機器の購入契約（以下「本件契約」という。）をホシザキと随意契約で行った。

本件プロポーザル及び本件契約は、以下のように違法又は不当であるので、加藤市長に対し、本件契約金額82,170,000円のうち、加藤市長が自認している最低限400万円の公金の支出による損害を尾鷲市に補填することを求める。

- (2) 落札した ARTS が、ホシザキと協力して設計業務を行っているにもかかわらず、ホシザキが厨房機器の設置等の施工を実施している。本来、公平性・透明性を担保するため、設計業者と施工業者は分けるべきである。

また、財政状況の厳しい市にとっては、1円でも安くするため、これらの契約を競争入札にすべきである。

本件契約については、厨房機器メーカーが数多く存在し、その代理店や小売店を含めれば、相当な数になることから、最低限、一般競争入札を行うのが普通であるが、本件契約では、ホシザキと随意契約を行っている。ちなみに、競争入札で行ったその他学校関係の工事設計業務委託や電気設備工事等の落札率は83.1%から90.0%で、各々最低制限価格で落札しており、競争原理が働いている。しかし、ホシザキは厨房機器メーカーであるから機器の原価が低いはずなのに落札価格も予定価格の96.9%と信じがたいほど高い。

このことは、令和4年6月16日の行政常任委員会において、加藤市長は本件契約について、「高いことは高いです。普通で言ったら、（落札率が）5%くらい、金額にして400万円くらい高いです。」と答弁し、自認している。

さらに、厨房機器の設置は単なる厨房機器の「購入」ではなく厨房機器の搬入・設置・稼働工事として「工事」の入札とすべきである。

この財政難のなか以上のように、市民の税金が無駄に使われた。本件契約に係る契約金額82,170,000円のうち最低限400万円を尾鷲市の一般会計に返還し、今後このような公金支出による損害を尾鷲市に与えないようにすることを勧告されたい。

- (3) 添付書類 事実証明書 書証1号証から9号証

第3 請求の受理

本件請求は、令和4年8月2日に提出され、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を備えているものと認め、8月10日にこれを受理した。

第4 監査の実施

本件請求について、関係法令等に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第5項）

2 監査の対象

本件プロポーザルによる契約及び本件契約

法施行令第167条の2第1項第2号に違反するものとなるか、違法又は不当の場合、市に損害を与えたか否か等について判断した。

3 監査対象部局

教育委員会教育総務課

4 請求人の陳述及び証拠提出

令和4年8月18日に請求人から事実証明書の追加提出があった。

事実証明書 書証10号証及び11号証

令和4年9月1日に請求人から陳述書及び事実証明書（書証12号証から15号証）に沿った陳述を聴取した。

陳述によると、令和4年6月16日の行政常任委員会において、議員から、建築工事、エレベーター等設置工事、機械設備工事、電気設備工事については、競争入札が実施され、全て最低制限価格で落札されており、以下のとおり競争原理が働いていると指摘されている。

①建築工事

予定価格138,336,000円に対し、落札価格127,644,000円 落札率92.3% 入札差額10,692,000円

②エレベーター等設置工事

予定価格35,662,000円に対し、落札価格32,780,000円 落札率91.9% 入札差額2,882,000円

③機械設備工事

予定価格73,106,000円に対し、落札価格67,419,000円 落札率92.2% 入札差額5,687,000円

④電気設備工事

予定価格52,140,000円に対し、落札価格47,872,000円

円、落札率 91.8% 入札差額 4,268,000 円

なぜ、街灯一つ設置する予算もない貧乏自治体の市が厨房機器の搬入・設置・稼働工事について、競争入札にせず随意契約にしたのか。

さらに、同日の行政常任委員会において、議員が指摘していたように、設計業務と施工業務を同じ業者がやるのはおかしく、それも特許品ではなく、汎用品である。それに、設計業務と施工業務を同じ業者が実施するのであれば、なぜ、そのことをプロポーザルの募集要項に明記しなかったのか。なぜ、事前に議会（市民）にそのことを説明しなかったのか。あまりにも杜撰で、手続的にあまりにもイレギュラーであり、手続上の不備である。

5 監査対象部局の説明、陳述及び証拠提出

令和 4 年 8 月 22 日、監査対象部局に対して、事情聴取を行った。

（出席者 教育委員会教育総務課長、教育総務課総務係長）

令和 4 年 9 月 1 日に監査対象部局より尾鷲市長（以下「市長」という。）からの弁明書及び証拠書類に基づき陳述を聴取した。

弁明書によると、請求人の請求に対する弁明内容は次のとおりである。

請求人の主張

①競争入札を行わず、随意契約のため契約金額が 400 万円高く、契約先が厨房機器メーカーであるにもかかわらず、落札率が高い。

②契約内容が厨房機器の「購入」ではなく、「搬入・設置・稼働工事」である。

③協力厨房業者として設計業務に関わった業者が施工業務を行うことは、公平・透明性が担保されない。

請求人の主張①に対する弁明

学校給食施設整備事業についての設計業務を実施するに当たり、施設整備においては、効率的な厨房設備の配置や動線、諸室配置の検討など専門的な知識や技術力が必要なため、設計業務の委託の方法として、プロポーザル方式で業者を選定し、業者からの提案により設計業務を進めていく方法を採用した。また、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設整備を実施していくため、どのような厨房設備が必要で、どのような配置が適切かを検討する必要がある、専門的な知識を持つ厨房機器メーカーに提案させて、これに基づき決定していくことが有効とされている。また、厨房機器は、メーカー

によって同じ機能でも寸法や接続等が異なることから、今回の設計業務については、プロポーザルによる設計業者選定の際に、参加要件として設計業者と協力厨房機器業者を連ねて申し込む方法をとることにより、あらかじめ厨房機器メーカーを選定して、当該メーカーからの厨房機器についての提案により検討を進めて厨房機器の選定を行ってきた。

「学校給食衛生管理基準」を遵守した給食施設の運営を実施するため、厨房機器等の整備には、稼働前のテスト運転や運営準備研修、給食センターとしての特性から稼働後の故障時の対応など、万全のアフターサービス・メンテナンス提供体制が必要であり、ホシザキは、自社で厨房機器の製造販売及び保守点検が可能なメーカーとして選定されている。

そして、この間、ホシザキから厨房機器についての提案を基に調理員等の現場の意見を反映、調整しながら機器を選定し、厨房施設の設計業務は進められており、施設全体の建築工事と厨房機器設置及び稼働についての整合性が必要となるため、現場の状況に精通したホシザキと法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行ったものである。

請求人が主張する契約金額が400万円程度高いという発言は、今回の整備事業の建築工事等工事請負の落札率（約92％）と比較して、本件契約での厨房機器購入の率（96.87％）が約5％高く、金額にして400万円程度高いという趣旨である。

しかし、落札率については、発注する業務等により予定価格の積算根拠は一定ではないこと、また、プロポーザルでの厨房機器の企画提案金額の段階で定価単価から値引き後の見積単価で積算されていることから、今回の予定価格の積算根拠については、すでに厨房機器の定価からの値引き後の金額の積算となっている。そういった点からも工事請負と厨房機器購入の落札率について、単純に比較できないものであり、今回の契約金額については、予定価格内での契約金額であることから適正である。

請求人の主張②に対する弁明

本件契約については、厨房機器の購入ではなく、「搬入・設置・稼働工事」とすべきであるとの主張について、地方財務実務提要（地方自治制度研究会／編集）においても据付費等を含む備品の購入についての支出科目は備品購入費が適当とされている。また、他市町においても、厨房機器の購入については、運搬費、据付費、試運転調整費なども含んだ契約としている事例もあることから、適正なものである。

請求人の主張③に対する弁明

協力厨房機器業者として設計業務に関わった業者が施工業務を行うことは、公平性・透明性が担保されないとの主張については、一般に、工事発注においては、入札参加者は対象工事の設計業務の受託者との関係において一定の要件が設けられているが、本件契約においては、厨房機器の物品購入である。

契約先であるホシザキは、プロポーザルによる設計業者選定の際に、あらかじめ、設計業者の協力厨房機器業者として選定して、設計業務に携わっているが、それは、安心安全な学校給食の提供のため、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設整備の実施に向けて、あらかじめ厨房機器メーカーを決定して、当該業者から厨房設備についての提案を基に調理員等の現場の意見を反映、調整しながら厨房機器を選定するため、設計業務に関わったものであり、指摘している公平性・透明性を損なうものではない。

第5 監査結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 事実認定

①市内の学校給食の実情を踏まえ、適切な給食導入を計画するため、教育委員会内でこれまで検討してきたものを取りまとめた「尾鷲中学校給食基本計画」を定め、「自校方式」、「センター方式」「親子方式」「デリバリー方式」のうち、既存の学校給食施設の老朽化を見据えた、尾鷲小学校給食施設の改修による「親子方式」で実施していくことを決定した。

②令和3年8月30日、尾鷲市学校給食センターに係る設計業務を実施するに当たり、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設整備には、効率的な厨房設備の配置や動線、諸室配置の検討など、専門的な知識や技術力が必要なため、公募型プロポーザル方式により請負候補者を選定することを決定した。また、本件プロポーザル選定委員会設置要領を決定し、委員会の委員として、副市長、建設課長及び教育総務課長、外部委員として、日本福祉大学福祉工学科准教授や三重県尾鷲建設事務所建築開発課長を選任した。

③令和3年9月7日、市防災センター会議室において、第1回本件プロポーザル選定委員会を開催した。この席で、本件プロポーザル選定委員会の委員

長に日本福祉大学准教授を選出した。

④令和３年９月８日、本件プロポーザル実施要領等を決定し、同年９月９日、同要領等を公告した。

⑤本件プロポーザルの実施概要

I 実施の目的

尾鷲小学校給食室棟を配送可能な共同調理場に増築・改修し尾鷲小学校からの配送により尾鷲中学校の給食を実施する。現在の学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した適切な施設運営を図るとともに、食物アレルギー対応等、学校給食の質の充実に図り、また、今後の人口動態を考慮し、尾鷲小学校及び尾鷲中学校を含む小学校５校及び中学校２校の児童生徒分の調理を見据えた整備とする。

本件プロポーザルは、これらを踏まえ関係者の意見調整を適切に行いながら、充実した学校給食施設を具現化できる能力を持つ設計者を選定するため実施する。そして、設計者に求められる具体的な能力として、

(ア) 柔軟かつ高度な発想力

(イ) 将来にわたり持続可能な公共施設を実現できるデザイン能力

(ウ) 意見調整能力・問題解決能力

となっている。本件プロポーザルは、以上の能力を総合的に評価することにより最適な設計者を選定することを目的とするものとされている。

II 評価基準

本件プロポーザル評価基準では、１次審査評価基準として、参加表明書に記載された実績等に基づき、イ) 事務所の能力、ロ) 担当チームの能力をそれぞれ、実績及び資格等に分け配点している。２次審査評価基準としては、１次審査通過者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を経て、イ) テーマ１：安全・安心な学校給食の提供、ロ) テーマ２：平面計画（敷地条件を考慮した土地利用計画、調理作業の効率性）、厨房機器計画（操作性、作業性に優れた厨房機器、食物アレルギー対応食の提供）及び配送計画、テーマ３：環境計画（環境負荷の低減、周辺環境への配慮）等からなっている。

III 業務の概要

(ア) 業務の内容 尾鷲中学校に給食を調理配送し、将来的には他の学校についても調理配送できる施設にするための設計業務を行う。

(イ) 業務期間 契約日から令和４年３月１０日

(ウ) 契約上限金額 14,581,600円(税込)

IV 参加資格要件

三重県、愛知県又は岐阜県に、本店、支店又は営業所等を有するもので、尾鷲市入札参加資格者名簿に登録された業者であること及び設計業務に厨房機器における専門的な知見を活かすことができる協力厨房機器業者として、自社で厨房機器の製造販売及び保守対応が可能な厨房機器メーカーである厨房機器業者、または、平成23年4月以降に1日最大調理食数500食以上の学校給食調理施設の厨房機器一式の納入実績を有する厨房機器メーカーを連ねて申し込むこと等となっている。

V 審査方法

(ア) 第1次審査(書類審査)

参加希望業者から出された参加表明書により資格要件を審査し、資格要件を満たした参加希望業者の事業所の実績、担当技術者の資格と業務実績を事務局が評価し、1次審査点を付ける。

(イ) 第2次審査(ヒアリング及びプレゼンテーションによる最終審査)

第1次審査によって選考された者に対し企画提案書についてのヒアリング等を実施し、本件プロポーザル評価基準に示す審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

(ウ) 最優秀提案者及び次点候補者の決定

評価については、第1次審査及び第2次審査の結果をもとに、最優秀提案者1者、優秀者1者を選定する。ただし、審査対象が1者のときは、評価点数の合計(1,150満点)が690点以上である場合は、最優秀提案者とする。

VI 契約の締結

選定された最優秀提案者と随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

⑥令和3年10月8日、本件プロポーザル第1次審査の結果、株式会社アスカ総合設計(以下「アスカ」という。)及びARTSの2者が選考を通過した。

⑦令和3年10月15日、第2回本件プロポーザル選定委員会を開催し、第1次審査の結果報告及び第2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。プレゼンテーションは25分、ヒアリング20分とし、委員会が掲げるテーマ(①安全・安心な学校給食の提供、②円滑な調理・配送環境の整備、③持続可能な給食提供)について審査を行った。

⑧プロポーザルにあたり、設計業者は協力厨房機器業者として、それぞれ、ARTS はホシザキを、アスカは株式会社アイホーを、協力業者として応募した。

⑨ホシザキは、本件プロポーザルにおける企画提案において協力業者として参画し、その後、厨房機器についての提案を基に調理員等の現場の意見を反映させるなど調整のうえ機器を選定し、厨房機器の設計業務を主体的に進めた。

⑩令和3年10月20日、本件プロポーザルの第2次審査の結果、最優秀提案者として ARTS を、優秀者（次点候補者）としてアスカとすることに決定した。

最優秀提案者 ARTS 804点

次点者 アスカ 777点

委員長からの第2次審査の総評として、上記の2者からそれぞれが有する知見を活かした提案がなされ、特に、ARTS からは、本件業務に対しての取組意欲、熱意を非常に感じとることができ、業務実施においても、設計連絡会を設けて現場との意見調整を図るなど、対話を重視した方針が示された。また、企画提案においても、テーマ2の「円滑な調理・配送環境の整備」、テーマ3の「持続可能な給食提供について」及び課題であった給食停止期間における工事の効率化提案などを高く評価したうえで、ARTS を最優秀提案者として決定した経緯が述べられている。

⑪令和3年11月1日、市長は、本件プロポーザル契約を ARTS と見積書を徴取のうえ、随意契約により締結した。

請負金額 11,880,000円（税込）

履行期間 令和3年11月1日から令和4年3月10日

⑫令和4年5月16日、本件契約にかかる市備品購入審査会の審査の結果、次のとおり承認された。

（ア）物品名 市学校給食センター厨房機器

（イ）契約相手方 ホシザキ

（ウ）契約方法 随意契約（仮契約の後、議会の議決を得て本契約）

⑬市長は、令和4年6月3日、ホシザキと仮契約（契約金額82,170,000円）を締結した。

⑭本件契約に係る予定価格84,821,000円（税込）のうち据付料を含む諸経費は、9,944,000円（税込）であった。

⑮令和4年6月21日、本件契約について、法第96条第1項第8号及び議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を経て本契約に切り替えた。

(2) 判断

以上の事実関係に基づき、本件請求について次のとおり判断する。

請求人は、市長が行った令和3年11月1日の本件プロポーザル契約は、行政の主観が入り、価格が入札より高くなる傾向にあるにもかかわらず、市長はARTSと随意契約を行った。さらに、本件プロポーザルにおいては、参加資格要件として、厨房機器メーカーを協力業者として申し込まなければならない、ARTSは、ホシザキを協力業者として申し込み、その後、令和4年6月21日に本件契約について、市長はホシザキと随意契約を行った。財政状況の厳しい市にとっては、1円でも安くするため、これらの契約を競争入札にするべきであった、と主張する。

このことにおける関係法令として、法第234条第1項及び第2項で、地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札の方法によることを原則としており、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるものとし、法施行令第167条の2第1項で随意契約によることができる場合を列挙し、その第2号で、「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」と定めている。

①まず、本件プロポーザルについて、法施行令第167条の2第1項第2号に該当するか否かについて判断する。

(ア) 一般にプロポーザル方式は、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書(プロポーザル)の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、これを公募により行うものを公募型プロポーザル方式という。プロポーザル方式によって特定された事業者と会計法令に基づいて契約を締結するが、競争を許さない場合は随意契約となるとしている。現在、国の調達においては、建設コンサルタント業務等(公共工事、建築物の設計、調査等)の他にシステムに係るコンサルティング業務等幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施されているとしている(国等の機関における契約方式の概要)。

また、平成3年3月建築審議会の答申「官公庁施設の設計業務委託方式の在り方」において、設計者選定の在り方として、設計料の多寡によらず、設

計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査し決めるべきことが指摘され、選定の方式の一つとしてプロポーザル方式が提言されている。

そして、政府は、平成6年1月18日付けの「公共事業の入札契約手続の改善に関する行動計画」と題する閣議了解に基づき、平成6年度の当初予算から官庁施設に係る設計者の選定については、従来の選定方式に加え、一定金額以上の事案については、プロポーザル方式を導入することとしている。

(イ) 前記認定事実のとおり、市は「尾鷲中学校給食基本計画」に基づき、尾鷲市学校給食センターに係る設計業務を実施するに当たり、「学校給食衛生管理基準」を遵守した施設整備を進め、どのような厨房設備が必要で、どのような配置が適切かを検討するため、専門的な知識を持つ事業者に提案させる必要があることから、本件プロポーザル選定委員会設置要領を決定し、委員長に外部委員の日本福祉大学の准教授を選任した。その後、本件プロポーザル実施要領を決定して公告を行い、応募企業を募るとともに、応募企業からのプレゼンテーション及びヒアリングの審査を経て、本件プロポーザル選定委員会において、公正に最優秀提案者を選定していることが認められる。

(ウ) 判例として、法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」とは、競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難な場合に限られるものではなく、「不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の優位性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において、当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」としている（最高裁 昭和62年3月20日 第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、本件プロポーザルは、プロポーザル方式に定められた手続（プロポーザルの準備、手続開始の公示、参加表明書の受領、技術提案書の受領、プレゼンテーション及びヒアリングの実施、技術提案書の評価等）を踏んで最優秀提案者を決定していることから、競争入札によることなく、プロポーザル方式による随意契約を行ったことについては、何ら違法・不当な点は認められない。

②次に、請求人は、本件契約について、本件契約以外のその他付随する建築工事、エレベーター等設置工事、機械設備工事、電気設備工事については、競争入札が実施され、全て最低制限価格（９１％から９２％）で落札されており競争原理が働いているにもかかわらず、なぜ、街灯一つ設置する予算もない貧乏自治体の市が厨房機器の搬入・設置・稼働工事について、競争入札にせず随意契約にしたのかと主張する。

さらに、設計業務と施工業務を同じ業者がやるのはおかしく、それも特許品ではなく、汎用品である。それに、設計業務と施工業務を同じ業者が実施するのであれば、なぜ、そのことをプロポーザルの募集要項に明記しなかったのか。なぜ、事前に議会（市民）にそのことを説明しなかったのか。あまりにも杜撰で、手続的にあまりにもイレギュラーであり、手続上の不備である旨、主張する。

（ア）本件プロポーザルにおいては、前記事実認定⑤Ⅳのとおり、提案者となろうとする者は、参加資格要件として設計業務に厨房機器における専門的な知見を活かすことができる協力厨房業者を連ねて申し込むこととしている。これについて、監査対象部局からは、「学校給食衛生管理基準」を遵守した給食施設の運営を実施する必要があるため、プロポーザルの際に、あらかじめ設計業者と協力厨房機器業者を連ねて申し込む方法をとることにより、厨房機器メーカーも選定し、当該メーカーからの厨房機器についての提案により検討を進め厨房機器の選定を行ってきた。具体的には、厨房機器等の整備には、稼働前のテスト運転や運営準備研修、稼働後の故障対応など万全の体制が必要であることから、ホシザキの提案を基に調理員の意見を反映しながら機器を選定し、厨房機器の設計業務を進めたうえで、施設全体の建築工事と厨房機器設置及び稼働についての整合性が必要であり、本件契約に至ったとの弁明があった。

また、本件プロポーザル評価基準として、イ）テーマ１：安全・安心な学校給食の提供、ロ）テーマ２：平面計画（敷地条件を考慮した土地利用計画、調理作業の効率性）、厨房機器計画（操作性、作業性に優れた厨房機器、食物アレルギー対応食の提供）及び配送計画、テーマ３：環境計画（環境負荷の低減、周辺環境への配慮）等が定められており、厨房機器を重要な要素として、評価を行っていることが認められる。

しかしながら、本件プロポーザルは、あくまで、設計業者である ARTS のプロポーザルに係るものであり、ホシザキは ARTS の厨房機器についての

専門的意見を述べた業者にすぎない。

本件プロポーザルにおける企画提案書の作成にあたり、主要な企画・提案をホシザキが参画したうえで行ったとしても、本件プロポーザルにおける協力業者という立場をもって、本件契約が法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するとは直ちには考えられない。

したがって、本件契約に係るホシザキとの随意契約については、監査対象部局の弁明をもって直ちに違法・不当な点がないとはいえない。

③次に、請求人は、事例として、その他学校関係の工事設計業務委託や電気設備工事等は、競争入札で行っており、それぞれの落札率は83.1%から90.0%で、各々最低制限価格で落札しており、競争原理が働いている。

しかし、ホシザキは厨房機器メーカーであるから機器の原価が低いはずなのに落札価格も予定価格の96.9%と信じがたいほど高い。このことは、加藤市長も「高いことは高いです。普通で言ったら（落札率が）5%くらい金額にして400万円くらい高いです。」と答弁し、自認している。さらに、厨房機器の設置は単なる厨房機器の「購入」ではなく厨房機器の搬入・設置・稼働工事として「工事」の入札とすべきである、と主張する。

（ア）一般に、競争入札における落札率は、発注する業務等により予定価格の積算根拠は一定ではなく、また、本件契約は、厨房機器の購入であるから、工事等の競争入札と備品類の購入の落札価格と比較はできないものというべきである。

また、市長の発言については、本件契約が高い金額で契約をしたと自認したのではなく、委員会の質問・答弁のやり取りのなかで、一般論として、今回の整備事業の建築工事等工事請負の落札率（約92%）と本件契約での厨房機器購入の落札率（96.87%）について、単純な比較を述べたものであることから、請求人の主張は採ることができない。

ちなみに、本職が職権で調査したところ、本件プロポーザルでの企画提案金額の時点において、すでに厨房機器の定価から値引き後の見積価格で積算されており、その後、予定価格の段階で、定価に比べて57.68%の掛け率となっている。さらに、この予定価格に対して、契約時の見積徴取では、落札率が96.87%となっている。

（イ）また、厨房機器の購入ではなく、搬入・設置・稼働工事として「工事」

であるとの主張については、地方財務実務提要（地方自治制度研究会／編集）において、備品においては、その購入価格が取付料より高いのが普通であるので、備品購入費となるとしている。本件も前記認定事実⑭のとおり、予定価格のうち据付料を含む諸経費は、9,944,000円であることから、予定価格の11.7%程度であり、本件契約金額に係る据付料等に対し、備品価格が大幅に高いことが明らかなことから、地方財務実務提要の記載のとおり、本件契約に係る厨房機器類を備品の購入としたことに問題はなく、請求人の主張は理由がない。

さらに、請求人は、ARTS とホシザキと一緒に設計業務を行っているにもかかわらず、ホシザキが厨房機器の設置等の施工を実施している。本来、公平性・透明性を担保するため、設計業者と施工業者は分けるべきであると主張するが、前記のとおり、本件契約は、備品購入であるので、工事関係の取り扱いについて、本件契約に適用することはできない。

④最後に請求人が、競争入札にすべきであったものが違法に随意契約を行ったことから、市に損害を与えたと主張しているので、本件契約において、市長の裁量逸脱又は濫用の違法又は不当があったか否か、また、仮に本件契約が違法・不当なものと判断した場合に、本件契約によって市が損害を被ったか否かについて検討する。

（ア）法234条第1項及び第2項において、地方公共団体が締結する契約は、原則として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結すると定められ、随意契約は、法施行令第167条の2第1項で定める場合に限り、これによることができるものとされている。よって、本件契約が法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するか否か、また、本件契約において、市長の裁量逸脱又は濫用の違法又は不当があったといえるか否かが問題となる。

前記最高裁判例（昭和62年3月20日第二小法廷判決）では、法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当するか否かは、地方公共団体の契約担当者（地方公共団体の長その他契約権限を有する者）が契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性

質、目的等の諸般の事情を考慮して、その具体的な裁量に基づいて判断すべきものであると解するのが相当としている。

市の給食施設の厨房機器購入についての契約目的は、安心安全な学校給食の提供のため、「学校給食衛生管理基準」を遵守した給食施設の運営を実施していくための厨房機器を整備することである。そのためには、稼働前の運営設備研修の必要性や、稼働後の故障時の対応など万全のアフターサービスやメンテナンス提供体制が重要な要素となる。

児童福祉法第2条において「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」としており、また、学校給食法第1条において、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」としており、児童・生徒の学校給食における特殊性を鑑みると、毎日、安心安全に故障なく（仮に故障した場合には直ちに修理に取り掛かれる体制を見込める）、学校給食を提供するため信頼できる業者を選定することにおいては、前記のとおり手続き上、相当性を欠く部分があったとしても、市長の裁量逸脱又は濫用の違法又は不当があったとまではいうことができない。

（イ）次に、請求人は、本件契約金額とその他の競争入札の差額である想定価格（400万円）について、損害が発生していると主張しているので、この点について検討する。

判例は、「他の競争入札事案の統計的数値を適用するなどして、想定価格を算出することは、相当でないと言わざるを得ないし、競争入札に付した場合において、入札者、落札者がいない可能性（施行令6号）も否定することができない（東京高裁 平成21年2月24日判決 判例タイムズ1299号186頁）。」としている。

そうすると、本件契約におけるホシザキの落札価格と他の工事等の競争入札の落札価格との差額を想定価格として計算するなどして算定された請求人が主張する最低限400万円の損害については、その損害額を認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件契約によって、市に損害が発生しているという確証は得られず、請求人が市長に対し他の競争入札との落札差額、最低限400万円を市の一般会計に返還するよう求める主張は認められないことから、本件請求には理由がないものと判断する。

第6 監査委員の意見

本件設計業務に係るプロポーザル契約において、ホシザキが厨房機器協力業者として、設計業務に中心的に関与したとしても、本件厨房機器の購入契約が随意契約すなわち、法施行令第167条の2第1項第2号で定める例外事項である「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」には、直ちに該当することとはならないと考えられる。

あらかじめ厨房機器メーカーを決めたうえで、厨房機器を選定していくのであれば、原則的には、本件プロポーザルの募集要項において、設計業務及び厨房機器導入の公募を行い、設計業者及び協力厨房機器業者との連合した企業体を組むことなどを指定し、企業連合体において、プロポーザル方式による提案を競わせる方法により最優秀の企業体を決定し、法施行令第167条の2第1項第2号に従って、随意契約を締結することが、妥当ではないかと考えられる。

また、企業体方式によらず、現行のプロポーザル実施要領に基づいて厨房機器を導入するのであれば、あらかじめ厨房機器の仕様を具体的に示したうえで競争入札に付すことも想定されるが、この場合においても設計した厨房機器の仕様に準拠した形で、厨房機器を導入することは可能ではないかと考えられる。

これらのことから本件契約の進め方において、一般原則に照らした場合、実施要領等の考え方や記載など、手続き上において不明瞭な点が見受けられるなど、契約の事務執行において相当性を欠く部分が認められた。

前記のとおり、地方公共団体における契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は、法施行令第167条の2第1項の各号に掲げる場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法であり、その取扱いが厳正に行わなければならない。このような点を踏まえたうえで、本件契約にかかわらず市が行う契約行為については、一般原則に立ち返り、関係法令に則ったうえで、随意契約が必要というのであればその理由を吟味し、市民から疑念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを要望する。